

群馬大学学位規則

	平成16. 4. 1 制定
改正	平成19. 4. 1 平成20. 4. 1
	平成23. 11. 1 平成24. 4. 1
	平成25. 4. 1 平成25. 4. 24
	平成25. 9. 26 平成26. 4. 1
	平成31. 4. 1 令和 2. 4. 1
	令和 3. 4. 1 令和 6. 4. 1

第1章 目的

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、群馬大学（以下「本学」という。）において授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学位

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位は、次のとおりとする。

学士（教育学）

学士（情報学）

学士（医学）

学士（看護学）

学士（保健学）

学士（理工学）

3 修士の学位は、次のとおりとする。

修士（情報学）

修士（生命医科学）

修士（保健学）

修士（看護学）

修士（理工学）

修士（社会健康医学）

修士（医理工学）

4 博士の学位は、次のとおりとする。

博士（医学）

博士（保健学）

博士（看護学）

博士（理工学）

5 専門職学位は、次のとおりとする。

教職修士（専門職）

第3章 学位の授与の要件

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院学則第23条第2項の規定により本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学

力があると確認された者に授与することができる。

- 5 専門職学位は、本学大学院学則の定めるところにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

第4章 課程の修了による学位の授与

第4条 前条第2項、第3項及び第5項の規定により、課程修了の認定を得た者については、本学大学院学則の定めるところにより学位を授与する。

第5章 論文提出による学位の授与

第5条 第3条第4項の規定により、学位論文を提出した者については、この規則の定めるところにより、審査の上、学位を授与することができる。

- 2 前項に規定する者が博士の学位論文を提出するときは、学位申請書に学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、履歴書及び国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年4月1日制定。以下「費用規程」という。）に定める学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が退学後1年以内に申請する場合は、学位論文審査手数料を免除することができる。
- 3 学位論文の受理は、当該教授会又は学環運営委員会（以下「教授会等」という。）の議を経て、学長が決定する。
- 4 各教授会等は、学位論文のほか外国語及びその専攻学術について、本学大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力を有することを認めるため試問を行うものとする。
- 5 前項の試問は、口頭又は筆答により行い、外国語については原則として2外国語を課するものとする。
- 6 第1項の規定により学位論文を提出した者が、本学大学院の博士課程に本学大学院学則に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者であって、退学後の経過期間が各教授会等が定める年限内である場合に限り、第4項の試問を免除することができる。
- 7 学位論文の審査は、本学大学院学則に定める博士課程における学位論文の場合と同様に、当該教授会等において行う。
- 8 学位論文の審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の副本、訳本、模型又は標本その他の提出を求めることができる。
- 9 学位論文の審査は、当該論文を受理してから、原則として1年以内に終了するものとする。

第6章 課程の修了及び論文の審査の決議

第6条 各教授会等は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより課程の修了の可否、第3条第4項の規定によるものについてはその論文の審査の合否について議決する。

- 2 前項の議決は、出席した構成員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 前項の教授会等は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 海外旅行中及び休職中の構成員は、前項の数には算入しない。

第7章 学長への報告

第7条 各教授会等が第6条の議決をしたときは、当該研究科長、学府長及び学環長は、速やかに文書により、学長に報告しなければならない。

第8章 学位記の交付

第8条 学長は、本学学則第51条の規定により卒業を認定した者並びに前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第5項の規定によるものについては、課程修了の可否、第3条第4

項の規定によるものについては、その論文の合否及び学力確認の可否について決定し、授与の要件を満たす者には学位記を授与するものとする。

第9章 論文要旨の公表

第9条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第10章 学位論文の公表

第10条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科長又は学府長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、研究科又は学府は、その論文の全文を求めるに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

第11章 学位の名称

第11条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

- 2 学位記の様式は、別表第1－1から第5までのとおりとする。

第12章 学位授与の取消

第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は当該教授会等の議を経て、学位の授与を取り消すことができる。

- 2 前項の議決については、第6条の議決の場合と同様に行うものとする。

第13章 学位授与の報告

第13条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は省令第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第3条第4項の規定による博士（保健学）の学位の授与は、医学系研究科保健学専攻の博士課程を最初に修了した者に対し、学位を授与した後に行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に工学部及び工学研究科に在学する者（平成25年4月1日以降に当該学部及び当該研究科に編入学、転入学及び再入学する者を含む。）の学位については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第3条第4項の規定による博士（理工学）の学位の授与は、理工学府の博士課程を最初に修了した者に対し、学位を授与した後に行うものとする。

附 則

この規則は、平成25年4月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成25年9月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成26年度の入学者から適用し、平成25年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に医学系研究科（重粒子線医工学グローバルリーダー養成プログラム）に在学する者の学位については、改正後の第11条第2項別表第3－2の様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和2年度の入学生から適用し、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規則は、令和3年度の入学生から適用し、令和2年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和6年度の入学生から適用し、令和5年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第1-1

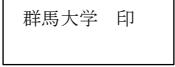
第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（共同教育学部）

Gunma University Cooperative Faculty of Education has awarded upon <u>(Name)</u>		<u>学第_____号</u>
Date of Birth: _____		 群馬大学 印 学位記
The bachelor of Education Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		<u>(氏名)</u> <u>年月日生</u>
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u>		群馬大学共同教育学部長 宇都宮大学共同教育学部長 <u>(氏名) 印</u> <u>(氏名) 印</u>
<u>(Name)</u> Dean, Cooperative Faculty of Education, Gunma University	<u>(Name)</u> Dean, Cooperative Faculty of Education, Utsunomiya University	群馬大学の卒業を認め学士（教育学）の学位を授与する <u>年月日</u>
<u>(Name)</u> President, Gunma University	<u>(Name)</u> President, Utsunomiya University	群馬大学長 宇都宮大学長 <u>(氏名) 印</u> <u>(氏名) 印</u>

（規格 A 3）

別表第1-2

第3条第1項の規定により授与する学位記の様式（共同教育学部を除く。）

Gunma University The Faculty of <u> </u> has awarded upon (School) <u>(Name)</u>		<u>学第_____号</u>
Date of Birth: _____		 群馬大学 印 学位記
The bachelor of <u> </u>		<u>(氏名)</u> <u>年月日生</u>
Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining,		本学_____学部所定の課程を修めたことを認める
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u>		群馬大学_____学部長 <u>(氏名) 印</u>
<u>(Name)</u> Dean, <u> </u>	本学の卒業を認め学士（_____）の学位を授与する <u>年月日</u>	
<u>(Name)</u> President, Gunma University	群馬大学長	<u>(氏名) 印</u>

（規格 A 3）

別表第2－1

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（研究科、学府又は学環の学位論文審査）

Gunma University		修第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		群馬大学 印 学位記
(Name)	(氏名)	
Date of Birth: _____	____年__月__日生	
The degree of	本学大学院_____ (研究科、学府又は学環) _____ 専攻の	
Master of _____	_____ 課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最	
Together with all the rights, privileges and honors	終試験に合格したことを認める	
thereto appertaining,		
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan	群馬大学大学院_____ 研究科長 (氏名) 印	
On the (日) Day of (月), (年)	(_____ 学府長)	
(Name)	(_____ 学環長)	
Dean, Graduate School of _____	本学の修了を認め修士 (____) の学位を授与する	
(Name)	____年__月__日	
President, Gunma University	群馬大学長	(氏名) 印

(規格 A 3)

別表第2－2

第3条第2項の規定により授与する学位記の様式（研究科、学府又は学環の特定の課題についての研究の成果の審査）

Gunma University		修第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon		群馬大学 印 学位記
(Name)	(氏名)	
Date of Birth: _____	____年__月__日生	
The degree of	本学大学院_____ (研究科、学府又は学環) _____ 専攻の____課程	
Master of Philosophy in _____	において所定の単位を修得し特定の課題についての研究の成果	
Together with all the rights, privileges and honors	の審査及び最終試験に合格したことを認める	
thereto appertaining,		
Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan	群馬大学大学院_____ 研究科長 (氏名) 印	
On the (日) Day of (月), (年)	(_____ 学府長)	
(Name)	(_____ 学環長)	
Dean, Graduate School of _____	本学の修了を認め修士 (____) の学位を授与する	
(Name)	____年__月__日	
President, Gunma University	群馬大学長	(氏名) 印

(規格 A 3)

別表第3－1

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（研究科又は学府）

Gunma University	__ 博甲第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon _____ (Name) Date of Birth: _____ The degree of Doctor of Philosophy in _____ Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u> _____ (Name) Dean, Graduate School of _____ _____ (Name) President, Gunma University	
群馬大学 印	学 位 記 (氏 名) ____ 年 ____ 月 ____ 日生 群馬大学大学院 研究科長 (氏 名) 印 (学府長) 本学の修了を認め博士 () の学位を授与する ____ 年 ____ 月 ____ 日 群 馬 大 学 長 (氏 名) 印

(規格 A 3)

別表第3－2

第3条第3項の規定により授与する学位記の様式（重粒子線医理工学グローバルリーダー養成プログラム）

Gunma University	__ 博甲第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon _____ (Name) Date of Birth: _____ The degree of Doctor of Philosophy in _____ (Program for Cultivating Global Leaders in Heavy Ion Radiotherapy, Science and Technology) Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u> _____ (Name) Dean, Graduate School of _____ _____ (Name) President, Gunma University	
群馬大学 印	学 位 記 (氏 名) ____ 年 ____ 月 ____ 日生 群馬大学大学院 研究科長 (氏 名) 印 (学府長) 本学の修了を認め博士 () の学位を授与する ____ 年 ____ 月 ____ 日 群 馬 大 学 長 (氏 名) 印

(規格 A 3)

別表第4

第3条第4項の規定により授与する学位記の様式

Gunma University		博乙第_____号
The Graduate School of _____ has awarded upon _____ (Name)		群馬大学 印 学 位 記
Date of Birth: _____ The degree of Doctor of Philosophy in _____ Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u> _____ (Name) Dean, Graduate School of _____ _____ (Name) President, Gunma University		
		_____ (氏名) ____年__月__日生
		本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に 合格したことを認める 群馬大学大学院____研究科長 <u>(氏名)</u> 印 (____学府長)
		上記を認め博士 (____) の学位を授与する 群馬大学長 <u>(氏名)</u> 印

(規格 A 3)

別表第5

第3条第5項の規定により授与する学位記の様式

Gunma University		教職修第_____号
The Graduate School of Education has awarded upon _____ (Name)		群馬大学 印 学 位 記
Date of Birth: _____ The degree of Master of Education (Professional) Together with all the rights, privileges and honors thereto appertaining, Conferred in the city of Maebashi, Gunma, Japan On the <u>(日)</u> Day of <u>(月)</u> , <u>(年)</u> _____ (Name) Dean, Graduate School of Education _____ (Name) President, Gunma University		
		_____ (氏名) ____年__月__日生
		本学大学院教育学研究科教育実践高度化専攻専門職学位課程にお いて所定の課程を修了したことを認める 群馬大学大学院 教育学研究科長 <u>(氏名)</u> 印
		本学の修了を認め教職修士 (専門職) の学位を授与する 群馬大学長 <u>(氏名)</u> 印

(規格 A 3)